

第20回八王子市景観審議会

－会議録要旨－

平成31年（2019年）3月26日
クリエイトホール 10階 第2学習室

八王子市景観審議会事務局

会議名	第20回八王子市景観審議会										
開催日時	平成31年(2019年)3月26日(火曜日)午後7時00分～午後8時45分										
開催場所	クリエイトホール 10階 第2学習室										
出席委員	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">倉田 直道 委員(会長)</td> <td style="width:50%;">亀山 章 委員</td> </tr> <tr> <td>川原 晋 委員</td> <td>田口 敦子 委員</td> </tr> <tr> <td>町田 典子 委員</td> <td>石井 修一 委員</td> </tr> <tr> <td>北見 みゆき委員</td> <td>福田 邦人 委員</td> </tr> <tr> <td>武田 廣子 委員</td> <td>相原 和俊 委員</td> </tr> </table>	倉田 直道 委員(会長)	亀山 章 委員	川原 晋 委員	田口 敦子 委員	町田 典子 委員	石井 修一 委員	北見 みゆき委員	福田 邦人 委員	武田 廣子 委員	相原 和俊 委員
倉田 直道 委員(会長)	亀山 章 委員										
川原 晋 委員	田口 敦子 委員										
町田 典子 委員	石井 修一 委員										
北見 みゆき委員	福田 邦人 委員										
武田 廣子 委員	相原 和俊 委員										
欠席委員	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">吉田 慎悟 委員</td> <td style="width:50%;">萩尾 孝之 委員</td> </tr> </table>	吉田 慎悟 委員	萩尾 孝之 委員								
吉田 慎悟 委員	萩尾 孝之 委員										
市出席職員	なし										
事務局	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">まちなみ景観課長 伊藤</td> <td style="width:50%;">まちなみ景観課主査 立川</td> </tr> <tr> <td>まちなみ景観課主査 上原</td> <td>まちなみ景観課主事 金子</td> </tr> <tr> <td>まちなみ景観課主事 赤羽</td> <td></td> </tr> </table>	まちなみ景観課長 伊藤	まちなみ景観課主査 立川	まちなみ景観課主査 上原	まちなみ景観課主事 金子	まちなみ景観課主事 赤羽					
まちなみ景観課長 伊藤	まちなみ景観課主査 立川										
まちなみ景観課主査 上原	まちなみ景観課主事 金子										
まちなみ景観課主事 赤羽											
議題	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 景観法に基づく届出状況及び事前協議案件について(報告)</p> <p>(2) 屋外広告物の特例許可について(報告)</p> <p>(3) 景観協定について</p> <p>(4) プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しについて(報告)</p> <p>(5) その他</p> <p>4 閉会</p>										
公開・非公開の別	公開										
傍聴人	なし										
配付資料	<p>[配付資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1-1 景観計画運用状況等 ・資料1-2 事前協議案件一覧 ・資料2-1～4 屋外広告物の特例許可について ・資料3-1 景観協定相談内容について(みなみ野シティ結びの丘) ・資料3-2 景観協定相談内容について(リーフィア南大沢ガーデンズ) ・参考資料 プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しについて 										

<凡例> 会)：会長発言 委)：委員発言 事) 事務局発言

【開会】〔午後7時開会〕

【会議の公開に関すること】

○第20回八王子市景観審議会の会議内容は公開することに決定。

【議事(1) 景観法に基づく届出状況及び事前協議案件について】

○事務局より、本年度の景観法に基づく届出状況及び事前協議案件について説明。

委) 資料No.1-2を見ると、外壁の色彩変更が多いが、それはどのくらい届出の期間がかかるものなのか。

事) 高さが15メートル以上のものに関しましては、着工を基準として60日前に事前協議書を提出していただく。それから30日間の協議期間ののち、届出を提出。届出の提出後、30日間を空けてから着工している。

委) 60日前に出す。それでスムーズにいくのか。

事) 外壁の色彩変更の場合、管理組合の合意案を塗装会社が届出されることが多い。協議をするが、管理組合が合意してしまっているので変更するのは難しいと言われてしまう。その場合、市は変更が可能であれば変更してもらうように依頼している。それでも難しい場合は10年に1度ぐらいの頻度で塗り替えは行われるので、次の参考にこういう制度もあることを知っていただくように話している。

委) アドバイザー会議、部会などで、色々とアドバイスした意見が、実際に完成したらどういうように変わったかなど記録として残しているのか。

事) 書類は残している。また、アドバイザーには結果をまとめて報告をするようにしている。

委) 協議の成果をまとめて先事例としておけば、役所の中でも事前協議という制度がどれだけ効果があるのか、意味があるのかということも理解されやすく、担当のアドバイス内容が変わってくるかもしれない。事前協議も増えてきたので、そういうことも意識してはどうか。

事) 次回以降検討する。

【議事(2) 景観法に基づく届出状況及び事前協議案件について】

○事務局より、本年度の屋外広告物の特例許可について説明。

委) 捨て看板は順調に減っている。約3割減となっている。

事) 市民のボランティアの方が今150人いるが、今年度、地域で入りたいという方が多く、本

当に市民の方のおかげでまちが少しずつ綺麗になっている。

事) 捨て看の98%ぐらいが不動産関係のものなので、来年度は4月に不動産業界に説明へ伺う。

【議事（3）景観協定について】

○事務局より、景観協定について説明。

委) 今までに景観協定を結んでいるところはどのぐらいあるのか。

事) 小田急不動産が行っている1件だけである。

委) 景観協定運営委員会にて、土地所有者等とあるが、等は何を指しているのか。

事) 借地権者だと思われる。

事) 小田急のように1社が行えば、質の良し悪しは別にしても、建物が大体似たような感じになってくるだろうと思うが、複数の事業者がそれぞれ建てるとなると住宅展示場のようになりかねない。景観協定という制度がない時代にルールを自ら策定し造り上げたホームスタウン八王子という住宅地がある。その住宅地も複数の事業者が入っているが、クオリティが高く良いものが出来ている。八王子にもそれだけいい事例があるので、そういうものを目指してやってほしい。

委) おそらく最初のモデルのところはやってくれると思われるが、その後建てられるところは外構をしっかり施工できる施主と施工できない施主で差が出てきてしまう場合が多いので、そういうのをどれだけコントロールできるか。その部分の拘束力が鍵になる気がする。

委) 事業者同士の意思で行えば景観協定をかけなくても住宅地はできる。ただ、一番危惧しているのは、景観協定をかけたことに対して結果がこの程度かというようになったときに、やはり景観協定自体が有名無実化してしまうのではということを心配している。これだけの複数の事業者が集まり景観協定をかけるとこのようにできますよというようなモデルを目指してほしい。

この景観協定については協議審査専門部会に付託することよろしいか。

(「いいと思います」の声あり)

【議事（4）プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しについて】

○事務局より、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しについて説明

委) プロジェクションマッピングそのものを広告物とする定義はおかしい。

事) この定義は東京都が示しているもの。東京都の審議会でも同様の話は出ている。八王子市は制度専門部会の中でもう少し議論してもよいのではないかと考えている。そもそも屋外広告

物条例の中でのプロジェクションマッピングの定義をもう一度委員の先生方と話をして固めていきたい。

委) それでは、プロジェクションマッピングは制度専門部会で議論することよろしいか。

(「はい」の声あり)

【議事（5）その他】

○屋外広告物賞の受賞広告を決定し、表彰式を開催して17名の受賞者が出席された。パンフレットが印刷出来次第、審議会委員には配付をする。

【閉会】〔午後8時45分閉会〕